公益社団法人 広島県理学療法士会

理学療法士講習会・広島県理学療法士研修会の研修会規程

（目的）

第１条 この規程は、公益社団法人広島県理学療法士会（以下「本会」という）

の事業推進に対して研修会が円滑に行われるために定める。

（講習会・研修会の条件）

第２条　研修会は1コマあたり90分で、2コマ以上(3時間)とする。

２　講師は登録理学療法士（認定理学療法士または専門理学療法士が望ましい）とする。

（参加定員の設定）

第３条　会員のニーズがある研修会を開催するため、参加定員は原則80名以上に設定する。

２　申請80名未満の研修会申請の場合は、①新規性があること、②過去3年間、広島県で開催実績がない、③グループワークや実技が主体の講習会に限り申請が可能。なお、80名未満の研修会開催については、理事会又は常任理事会の承認を得た上で、最大３年間まで開催が可能。(毎年ごとの申請・理事会又は常任理事会での承認が必要)

 (運営について(参加費、講師料、日当、その他))

第４条　研修会参加費は、1コマあたり1000円とする(コマ数によって2コマ2000円、

3コマ3000円となる)。赤字収支とならない予算で企画する。

２　研修会開催のための会議は必要最低限とし、1研修会あたり2回（事前1回・事後1回）を上限とする。事務局で不適切であると判断する場合は支出できない。

３　研修会開催のためのスタッフ会議における福利厚生費（飲食代）は、一人1500円まで計上可能。また、会議にかかる経費は全体の運営費支出の1割程度とする。

４　研修会運営について、研修会講師・アシスタント・スタッフへの日当(webによる通信補助)については、講師料の規程を遵守して支払う。

５　講師にかかる諸謝金、経費/収入は50％以下とする。

6　 研修会修了後、個人の所有物になるような物品の購入は認めない(例. ポインター、

プロジェクター、PCなど)。消耗品(例. 紙、インク、ペンなど)については除外する。

　 ７　1研修会当たりアシスタントは2名以内とする。

　 ８　グループワークのファシリテーターなどは講師で協力して行うこと。

　 ９　研修会参加者への履修ポイントの付与は、原則として研修会の全講義に参加することを必須とする。各講義5分以上の遅刻、早退、途中退席した場合はポイント付与は認めない。また、研修会終了後5分以内に退室しない受講者は、講義に参加したと見なさないものとする。

（申請者の条件）

第５条　本会会員であること。

２　広島県理学療法士会会員は1人当たり、最大2件まで研修会申請を可能とする。

申請書類に不備ある場合は申請を受けつけない場合がある。

３　前年度開催した研修会が赤字であった運営者は次年度の申請は1件までとする。

（マネジメント料について）

第６条　広島県理学療法士会は理学療法士講習会・広島県理学療法士研修会マネジメント料を主運営担当者に支払う。ただし、マネジメント料の支払い額は講習会収益を上回らない金額(赤字収支とならない)とし、4,000円から支給ができる。理学療法士講習会については、日本理学療法士協会からの助成金を除いた額で、赤字収支とならない範囲でマネジメント料の支払いを行う。研修会・講習会の開催コマ数が4コマ未満のものは上限30,000円とし、開催コマ数が4コマ以上のものは上限60,000円とする。なお、主運営担当者の研修会当日の日当は、原則マネジメント料に包括されるが、赤字収支となりマネジメント料が支払えない場合は、旅費規程第5条に準じて日当を支給できるものとする。

（研修会の採択）

第７条　研修会の助成金を除く収支が、2年連続または5年間で2回赤字になった場合は、

その理学療法士講習会・広島県理学療法士研修会は次年度より採択しない。

２　定員数80名以上の場合は、募集定員に対し７割以下の参加が2年続く、又は5年

に2回あった場合は、その理学療法士講習会・広島県理学療法士研修会は採択しない。

３　定員数80名未満の場合は、定員割れが2年連続で続いた場合、次年度は採択しない。

４　広島県理学療法士研修会の採択は、申請のあったものより、理事会又は常任理事会で過去の実績等を踏まえ審議し、承認されたものとする。

（規程の改廃）

第８条 この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附 則

 １ この規程は、令和 3 年 12 月 7 日から施行する。

 ２ この規程は、令和 4 年 3 月 12 日一部改正により施行する。

 ３ この規程は、令和 4 年 6 月 26 日一部改正により施行する。

 ４ この規程は、令和 4 年 12月 6 日一部改正により施行する。

5 この規程は、令和 5年 12月 5 日一部改正により施行する。

6　この規程は、令和 5年 12月 10 日一部改正により施行する。